

## 大和市議会基本条例の議決について

11月27日、大和市議会（大谷仁議長）は、平成25年第4回定例会の初日の本会議において、議員提出議案第21号 大和市議会基本条例を全会一致で可決しましたので、お知らせします。

本条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としています。

### 【策定の経過】

平成24年2月8日に議会基本条例検討協議会（議員10名で構成、会長：河崎民子議員、副会長：中村一夫議員）を設置し、平成25年11月8日まで、計32回にわたり、全会一致を原則に協議を重ねました。

平成25年10月5日には条例案の市民説明会を行い、また、同年9月20日から10月21日まで約1カ月間パブリックコメントを実施しました。いただいた107件の意見に対する議会の回答は、市議会ホームページに掲載しています。

### 【条例の概要】

議会の活動原則として、市民への説明責任、十分な討議に基づく議会運営や議会改革への取り組みを、市民参加では、請願者等の委員会における意見陳述や議会として市民や団体等との意見交換を行うことを規定しました。また、議会と市長等との関係や、議長・副議長の役割や選出に当たっての透明性の確保、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに条例を検証し、必要な措置を講じることを規定しました。